

意見を募集します

「健康日本21安城計画 中間評価改訂版」(案)

「健康日本21安城計画中間評価改訂版」の計画(案)がまとまりました。パブリックコメント制度により、この案に対する意見を募集します。

■計画(案)の概要

●目標 「安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てること」、「壮年期死亡の減少」、「健康寿命の延伸および生活の質の向上」

●基本理念 満足のいく生き方を実現するためには、心身の健康が大切となります。市民一人ひとりが生涯にわたり健康を自己管理していく力を高め、自らの健康づくりを継続して実践することを目指します。あわせて市民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援していきます。

●基本方針

- ①市民一人ひとりの生きる力の育成
- ②健康づくりに取り組みやすい環境の整備
- ③市民一人ひとりを支える地域活動・組織活動の推進
- ④ライフステージ別の取り組み

●推進期間 平成16～25年度

■計画(案)を閲覧するには

●とき 12月1日(月)～来年1月5日(月)午前8時30分～午後5時15分

●ところ 市保健センター、市政情報コーナー、中央・地区公民館

※市保健センター・市政情報コーナーは、(出)例・12月27日(出)～来年1月4日(出)を除く。中央・地区公民館は、(例)・12月29日(例)～来年1月3日(出)・5日(例)を除く。

※市ホームページにも掲載しています。

■意見を提出するには

12月1日(月)～来年1月5日(月)に住所・氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名)を記入し、下表の方法で提出してください。

※電話による意見の提出は、受け付けできません。



提出方法	提出先
持 参	市保健センター
郵 送	〒446-0045 横山町下毛賀知106-1 市保健センター
ファクス	<77>1103
Eメール	kenko@city.anjo.lg.jp
ホームページ上のフォームから送信	市ホームページ望遠郷(http://www.city.anjo.aichi.jp)パブリックコメントへ
問い合わせ	市保健センター(☎<76>1133)

児童扶養手当受給者へお知らせ

児童扶養手当は、手当の支給開始月の初日から起算して(※)5年を経過すると、手当の2分の1を支給停止することになっていきます。



ただし、所得や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

※平成15年4月1日以前から受給している人は、平成15年4月1日から起算。

●対象 手当の受給者が次のいずれかに該当する場合

- ①就業している
- ②求職活動など、自立を図るための活動をしている
- ③身体上または精神上の障害がある
- ④負傷・疾病などにより就業することが困難

⑤受給者が監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあり、介護する必要があるため就業することが困難

⑥①～⑤に該当しない場合でも、社会福祉課で相談し、求職活動などを行った場合

対象者には、申請に必要な書類を郵送します。内容を確認し、期限までに必ず提出してください。

問い合わせ▼
社会福祉課

児童センター・児童クラブで働く
児童厚生員を募集

●採用日 来年4月1日(水)

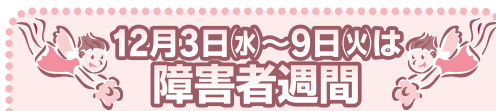
●応募資格 57歳くらいまでの保育士・教員資格を有する人

●仕事内容 乳幼児親子や児童に対する遊びや生活の指導

●勤務日時 1週間のうち2～3日(出)勤務あり) 児童センター↓午前9時～午後5時(平日は午後1時～5時の場合もあり) 児童クラブ↓午後1時45分～6時45分(学校休業日は午前8時～午後6時45分の間で交代勤務)

●賃金 時給990円、通勤割増1日200円

●募集人数 15人程度



12月3日(水)～9日(火)は
障害者週間

障害は、誰にも生じ得る身近なもの。不自由はありますが、周囲の理解や支援があれば、地域で「自立」した生活を送ることができます。障害の有無にかかわらず、みんなで支え合う社会を実現するためには、障害者の福祉について、正しい理解と認識を深めることが重要です。

この機会に、日常生活や事業活動で、障害のある人に、どのような配慮や工夫ができるか考えてみましょう。

市では、さまざまな障害福祉のサービスを提供しています。また、社会福祉協議会では、専門の相談員による対応を行っています。気軽にご相談ください。

●問い合わせ 障害福祉課、社会福祉協議会(☎<77>3121)

問い合わせ▼
子ども課子育て支援係

年末調整の手続きはお済みですか

サラリーマンの所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収されていますが、12月の「年末調整」で所得税の過不足額が精算されて納税が完了します。年末調整をした人は、確定申告の必要はありません。

次の所得控除を受けようとする人は、給与の支払者に書類を提出し、年末調整で所得税の精算ができます。

●社会保険料控除 生計を共にする親族などの負担すべき保険料(国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料など)を支払った場合

※表①の証明書が必要です。

●小規模企業共済等掛金控除 本人が共済契約などに基づく掛金を支払った場合。

※支払った掛金の額を証する書類が必要です。

●生命保険料控除・地震保険料控除 生命保険や地震保険などの保険料や掛金を支払った場合

※保険会社などから発行された証明書が必要です。

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

●配偶者・扶養控除 その年に、配偶者や子の就職・退職、出生などで扶養の人数に変更がある場合

●配偶者特別控除 配偶者の所得(給与収入で103万円を超え、141万円未満の人)に応じて段階的に控除が受けられます。

●配偶者特別控除

※本人の所得が1000万円を超え、配偶者の所得が基準内であっても控除が受けられないことがあります。

	証明書の種類	発行場所
①	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払証明書(年金からの天引き分を除く)	国保年金課
	65歳以上の人の介護保険料の支払証明書(年金からの天引き分を除く)	介護保険課
	国民年金保険料の支払証明書	刈谷社会保険事務所(☎<21>2159)
②	年末調整のための住宅取得・借入金等特別控除証明書	税務署から送付
	住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書	借り入れ先の金融機関など

問い合わせ▼刈谷税務署
(☎<21>6211)
または市民税課

みんな、おいでん 移動児童館く冬のイベントく

- 対象 乳幼児親子・小学生
各100人(当日先着順)
- 定員

〈高棚町内会公民館会場〉

- とき 12月20日(土)午前10時～11時
- 出演／内容 マリンばらんど／マリンバの演奏、おはなしどんどん／パネルシアター！大型絵本

〈南部公民館会場〉

- とき 12月26日(金)午前10時～11時
- 出演／内容 マレットキャラ／マリンバの演奏、人形劇どーなっつ／人形劇「おいもころころ」

問い合わせ▼
子ども課子育て支援係

〈安祥公民館会場〉

- とき 12月25日(木)午前10時～11時
- 出演／内容 でこぼこチャイムス／トーンチャイムの演奏、おはなしの森／大型紙芝居・指人形

〈東部公民館会場〉

- とき 12月25日(木)午前10時～11時
- 出演／内容 高橋絵美子氏／バイオリン演奏、人形劇団ぶちべぼ／パネルシアター「お皿の上」・腹話術



皆さんの企画でひとづくり・地域づくり 市民企画講座募集

●講座内容

- ①社会的課題(家庭教育、環境、多文化共生、地域貢献、地域参加など)
- ②市内をテーマとしたもの

で来年5～9月に開催し、2回以上の講義または実習形式で行うもので、広く市民を対象とするもの(講演会、イベントなど参加者が多数で1回限りのものは不可)

●対象

5人以上の市内在住・在勤・在学者で構成する団体

※特定の宗教や政治思想の普及活動をしている場合は不可。

●募集講座数

5

●市の支援内容

- ①講師謝礼、消耗品・会場使用料の経費負担(上限あり)
- ②生涯学習情報誌による広報
- ③講座の企画、運営に関する助言

●その他 ほかの助成金・補助金を受けていないもの



市議会 12月定例会

●とき／ところ(予定)

12月3日(火)↓開会・議案説明／議場 4日(水)・5日(金)↓一般質問／議場

9日(火)↓議案質疑／議場

10日(水)↓15日(月)↓委員会

審査／委員会室 18日(木)

↓採決・閉会／議場

※いずれも午前10時。

●市議会の傍聴

本会議や委員会での審査の様子は、受付で氏名と住所を記入するだけで傍聴できます。手話通訳や要約筆記も可能です。(事前に申し出が必要)

●一般質問を録画放映

4日・5日の一般質問の様子が、キャッチネットワーク16チャンネル(デジタル放送は10チャンネル)で録画放映されます。また、市ホームページでも映像配信しています。

放映日▼12月4日収録分

↓12月7日(月)午後6時

12月5日収録分↓12月11日(木)午後6時

●問い合わせ 議事課

年末は危険がいっぱい！

何かとあわただしい年末。つい急いでの事故や、忙しいスキを狙った犯罪など、普段の時期に比べて、事故や事件が起こりやすい傾向にあります。それぞれ、次の点に気を付け、無事に新しい年を迎えましょう。

年末の安全なまちづくり 市民運動

●期間 12月1日(月)～20日(土)

〈重点実施項目〉

- 子どもの安全確保
- 自転車盗など街頭で起きる身近な犯罪の防止
- 住宅・店舗などを対象とした侵入犯罪の防止
- 振り込め詐欺の被害防止

問い合わせ▼市民安全課

年末の交通安全市民運動

●期間 12月1日(月)～10日(水)

〈重点実施項目〉

- 飲酒運転を根絶しよう
- 高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

来年4月1日から施設の管理・運営を行う 指定管理者候補者を選定

●公募により選定した施設

●安城市勤労福祉会館 指定

管理者候補者↓昭和建物管理(株)三河本社 指定期間↓来年4月1日(木)～平成26年3月31日(月)(5年間)



安城市勤労福祉会館

来年4月1日(木)～平成26年3月31日(月)(5年間)



安祥閣

●公募によらず選定した施設

●福祉センター(6施設)・児童センター(2施設)・デイサービスセンター(4施設)・養護老人ホーム、虹の家、社会福祉会館 指定管理者候補者

↓社会福祉法人安城市社会福祉協議会 指定期間↓来年4月1日(木)～平成26年3月31日(月)(5年間)

●安城産業文化公園・道の駅デンパーク安城 指定管理者候補者↓財団法人安城市農業振興協会 指定期間↓来年

●安城市有料駐車場 指定管理者候補者↓(株)ピーアンドピー 指定期間↓来年4月1日(木)～平成26年3月31日(月)(5年間)

●安祥閣 指定管理者候補者↓コニックス(株) 指定期間↓



安城市高齢者生きがいセンター

※今回選定された候補者については、議会の議決を経た後、正式に指定管理者として指定します。

問い合わせ▼
経営管理課

あなたの家を 警察官が訪問

現在、交番や駐在所の警察官が皆さんの家庭を訪問する「巡回連絡」を行っています。



★巡回連絡はこんな制度

〈警察から皆さんへお知らせします〉
防犯や事故の情報やアドバイス
事件・事故に遭ったときの対処方法

〈警察が皆さんに確認します〉
災害や事件・事故など緊急時の連絡先

〈皆さんから警察へお伝えください〉
普段不安に思っていること
警察への要望・意見

問い合わせ▶安城警察署(☎76)0110)